



cutting through complexity

「時の経過に基づく契約上のサービス・マージンの損益計上方法に着目した今月の決定は、最終基準書において一貫した取り扱いを促すことを意図している。」

—KPMG International Standards Group, KPMGグローバルIFRS 保険リーダー—

Joachim Kölschbach



グローバルな保険会計へ向けて

この保険ニュースレターでは、2014年5月に行われたIASBの保険契約プロジェクトについての審議を取り上げています。

ハイライト

契約上のサービス・マージンの損益への認識

IASBは、2013年の公開草案における契約上のサービス・マージンの損益への認識に係る提案を確認した。

一方で、有配当契約以外の契約の場合、契約上のサービス・マージンが表すサービスとは、時の経過に基づき提供され、かつ、保有契約数の推移予想を反映する保険カバーであることが明確化された。

固定料金のサービス契約

企業は、公開草案の要件を満たした固定料金のサービス契約に対して、収益認識に関する会計基準を適用することができる(強制ではない)。

重要な保険リスク

発行者が現在価値ベースで損失を被る可能性がある場合にのみ重要な保険リスクが生じることを明確化するために、公開草案のガイダンスが修正される。

ポートフォリオの移転及び企業結合

ポートフォリオの移転または企業結合により取得した契約は、ポートフォリオの移転または企業結合の日に発行されたものとして会計処理することを明確化するために提案が修正される。

最終基準書における一貫した解釈に向けた明確化

これまでの経緯

IASBは2007年5月、ディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」を公表し、保険プロジェクトの現在のフェーズの作業を開始した。さらに最近になって、IASBは保険契約の改訂案に対してコメントを募集するために、2013年6月に公開草案「保険契約」(ED/2013/7。以下、「公開草案」という)を再公表した。

IASBは保険契約に関する再審議を2014年に完了し、2015年の前半に最終基準書を公表する予定である。

その他の基準との関係

金融商品会計基準は保険者の投資の大部分をカバーすることから、IASBはその検討過程で、金融商品会計基準においてなされた多くの決定について考慮しており、その中には当該基準と保険契約会計基準がどのように関係するか、ということも含まれていた。

IASBは、保険契約の会計が他の既存の基準書や将来のプロジェクトと整合しているかについても検討しており、その中には新しい収益認識に係る基準(IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」¹⁾)が含まれている。公開草案に含まれる提案事項の多くはIASBとFASBの収益認識に関する共同提案に沿うように立案されている。

1 [IFRS IN THE HEADLINES 第2014/09号 IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」](#)を参照。

2014年5月のIASB会議

IASBは5月の会議において、4月の会議で特定された公開草案で検討対象とされていない論点について審議した。

保険契約に基づくサービスのパターンの決定が主観的に行われることにより、契約上のサービス・マージンの損益への認識に著しいばらつきが生じるという複数の回答者の懸念に応えるために、IASBは、有配当契約以外の契約の場合、契約上のサービス・マージンが表すサービスとは、以下の保険カバーであることを明確化した。

- 時の経過に基づき提供され、かつ
- 保有契約数の推移予想を反映する

IASBは、一定の固定料金サービス契約を適用範囲から除外することについて再審議し、一定の固定料金のサービス契約に対して、収益認識に関する会計基準を適用することを許容する(強制ではない)ことを決定した。

さらに、IASBは以下の点について公開草案のガイダンスを明確化することを決定した。

- 重要な保険リスク
- ポートフォリオの移転または企業結合により取得した契約

有配当契約についての教育セッションも開催されたが、決定は何もなされなかった。これらの審議は以下の点に重点を置いている。

- オプション及び保証等を含む履行キャッシュフローの測定
- 契約上のサービス・マージンの測定
- 見積りの変動の認識
- 利息費用の損益への表示

[スタッフ・アジェンダ・ペーパー](#)はオンラインで見ることができる。IASBは2014年6月のIASB会議で有配当契約について再び審議する予定である。

IASBはこれまでに公開草案の対象である5つの領域のうち3つの領域、及び対象ではない7つの論点のうち4つの論点について再審議を行った。今後、以下を審議する予定である。

- 有配当契約
- 割引率の変動による影響の表示にその他の包括利益(OCI)を使用すること、及び契約上のサービス・マージンをアンロックすることに関連するその他の論点
- ポートフォリオの定義及び会計単位
- 長期契約において市場データが観察不可能な場合に使用する割引率
- 再保険契約の非対称な取扱い
- 移行アプローチ

内容

契約上のサービス・マージンの損益への認識	3
固定料金のサービス契約	6
重要な保険リスク	7
ポートフォリオの移転及び企業結合	8
別表:IASBの再審議の要約	9
マイルストーンと今後のスケジュール	11

契約上のサービス・マーヅンの損益への認識

IASBは公開草案における契約上のサービス・マーヅンの損益への認識に係る提案を承認した。

一方で、有配当契約以外の契約の場合、契約上のサービス・マーヅンが表すサービスとは、保険カバー及び適切な配分パターンであることを明確化した。

論点

公開草案は、契約上のサービス・マーヅンは保険契約に基づき提供されるサービスの移転を最もよく反映する規則的な方法で保険カバー期間にわたって損益に認識することを提案した。

一部の財務諸表作成者や業界団体は、契約上のサービス・マーヅンの配分パターンに係る原則主義の提案について支持を表明したが、複数の市場関係者(会計基準設定主体、監査人、専門家団体)は、保険契約に基づくサービスの移転パターンの決定が主観的に行われることにより、契約上のサービス・マーヅンの損益への認識パターンに著しいばらつきが生じることについて懸念を示した。

2014年5月のIASB会議では、IASBは契約上のサービス・マーヅンの適切な配分パターンに係る追加のガイダンスを提供するかどうか検討した。

IASBスタッフの提案

IASBは以下の論点について検討した。

検討論点	IASBスタッフの見解
保険契約に基づいてどのようなサービスが提供されているか	<p>保険契約に基づく主要なサービスは保険カバーの提供である。すなわち、保険期間中に保険事故が起こった場合、常に保険契約者に補償を行う準備ができていゝことである。</p> <p>保険契約は追加的なサービスも提供している。例えば資産管理サービスである。保険契約者に対するリターンに影響を与える資産管理活動は有配当契約の特徴であり、今後のIASB会議で単独で審議される予定である。一方、保険契約者に対するリターンに影響を与えない資産管理活動は保険契約に基づくサービスではないと考えられる。</p> <p>同様に、保険金支払い処理は保険カバーの引当に伴う義務を履行するために必要であり、保険契約者への追加的なサービスとは対照的な管理活動としてみなされる。</p>
保険カバーの移転はどのように測定すべきか	<p>IASBスタッフは、財またはサービスを移転する履行義務の実行度をどのように測定するかについて、新しい収益認識基準におけるガイダンスを検討した。そして、総予想インプット(例えば、消費したリソース、発生したコスト、経過した時間)に関連する履行義務の実行度を測定するために企業の活動または投入資源を使用するインプット法が最も適していると決定した。IASBスタッフは、関連するインプットとして、予想保険金及び給付金、リスク、並びに時の経過を特定した。</p> <p>時の経過に応じて契約上のサービス・マーヅンを損益に認識するアプローチは、</p> <ul style="list-style-type: none">• 時の経過に応じて保険カバーを提供するための準備が常にできているという原則と整合し、• 財務諸表作成者にとって適用が容易であり、かつ• 財務諸表利用者にとって理解が容易である。

検討論点	IASBスタッフの見解
保険カバーの移転はどのように測定すべきか(続き)	なお他の認識パターン、例えば、予想保険金またはリスク調整の解放は、時の経過に応じた方法と同等かそれ以上に恣意的なものになる。
保有契約数の推移予想は考慮されるべきか	契約ポートフォリオに基づいて移転された当期の保険カバーの金額は、当期の保有契約数に左右される。IASBスタッフは、もはや有効ではない契約について契約上のサービス・マージンの認識を中止する際に、遡及修正を回避することにより、契約終了予定部分の会計処理は、提供されるサービスをより正確に反映したものになると考えている。
保険カバーに対する契約上のサービス・マージンを損益へ認識する方法についてのガイダンスは必要か	<p>必要である。ガイダンスは、以下を可能にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 異なる企業間での類似した商品の利益認識プロファイルの比較可能性を高める。 • 保険カバーの提供によって生じた利益をよりわかりやすくする。 • 利益管理のリスクを減少させる。

分析の結果、IASBスタッフはIASBIに対して、以下を提案した。

- 契約上のサービス・マージンは、保険契約に基づき移転されるサービスの移転を最もよく反映する規則的な方法で、保険カバー期間にわたって損益に認識するという公開草案における提案を確認する。
- 有配当契約以外の契約の場合、契約上のサービス・マージンが表すサービスとは、以下の保険カバーであることを明確化する。
 - 時の経過に基づいて提供される。
 - 保有契約数の推移予想を反映する。

IASBの審議

一部のIASBメンバーは、「サービス」の意味するものを説明する原則主義のガイダンスの方が良いと提案し、スタッフの提案のルールベース的な性質に懸念を示した。このIASBメンバーは、季節性のある保険カバー、養老保険、または定期保険のようなケースにおける保険契約の下で、時の経過がサービスの移転を最もよく反映することはない可能性があると考えていた。このような状況で、一部のIASBメンバーは予想保険金に基づいた解放パターンを適用することに同調した。

一方で、他のIASBメンバーは、保険契約が提供する主要な「サービス」とは保険カバー、すなわち常に補償の準備ができており、常に準備していることから生じる債務を決済することではないとのスタッフの見解に同意していた。一部のメンバーは、各期に係る予想保険金支払額とリスク量の両方は、保険リスクの受け入れとカバー提供に係る保険者のコストを表すと異議を唱えた。しかし、これら両方のインプットは以下の理由から既に契約上のサービス・マージンの決定において考慮されている。

- 予想保険金はキャッシュフローに反映されており、実際キャッシュフローと将来キャッシュフローの差異は実績による調整として損益に認識される。
- 各期に係るリスク量はリスク調整に反映されており、企業がリスクから解放されたときに損益として認識される。

結果として、考慮されていない唯一のインプットは時の経過である。

IASBの決定

IASBはスタッフの提案に同意した。

KPMGの所見

契約上のサービス・マージンの損益認識に対する一貫したアプローチは重要である。なぜなら認識パターンは、通常、保険者が報告する損益に重要な影響を与えるからである。

リスクや保険金の予想額が季節変動的に、または不規則に契約期間にわたって広がっている場合（例えば、ハリケーンに対するカバーや、ローンが払い戻されるときに保険金額が減少する信用生命保険）に、定額法、または時の経過に応じた同様の方法に基づいて契約上のサービス・マージンを損益認識することは、直感に反したものとなる可能性がある。これは、提案されている手法が現行実務と大きく異なるようなケースでは特に当てはまる。例えば、保険カバーの金額に従って、リスク期間を通じて保険料が認識されている場合である。しかし、一部のIASBメンバーが述べているように、各期に係る予想保険金支払額とリスク量は、キャッシュフローもしくはリスク調整によって、契約上のサービス・マージンの簿価を算定する上で考慮されている。

IASBの決定が、保険契約収益の表示に関連した複雑性の全てを軽減するわけではなく、保険契約収益は契約上のサービス・マージンとは異なる認識パターンで計上される可能性があることを念頭に置くことが重要である。すなわち、保険者は依然として、予想保険金及び給付金、リスク調整からの解放の反映をベースに保険契約収益を表示することが求められている。

リスクもしくは予想保険金支払額が契約期間にわたって不規則に広がっており、重要な契約上のサービス・マージンがある場合には、ビルディング・ブロック・アプローチ及び保険料配分アプローチのもとでの利益の認識パターンが相違する可能性がある。これらのケースでは、保険料配分アプローチはビルディング・ブロック・アプローチの代わりにはならない可能性がある。このような保険契約の保険期間が当初認識時に1年以上である場合、保険料配分アプローチの適用要件を満たさない可能性がある。

固定料金のサービス契約

企業は、公開草案の要件を満たした固定料金のサービス契約に対して、収益認識に関する会計基準を適用することができる（強制ではない）。

論点

固定料金のサービス契約のもとでは、サービスの提供者は、消費者に不利に影響する不確定な事象に従い、固定料金と引き換えにサービスを提供することにより消費者の不利益を補償する。この種の契約は、保険契約の定義に該当し、適用範囲の除外規定がなければ、公開草案の範囲に含まれる。

IASBは保険契約の定義に該当する一定の固定料金のサービス契約を、実務上の便宜として公開草案の適用範囲から除外した。様々な国・地域の企業はこれらの契約について収益認識に関するガイダンスを使用して会計処理しており、公開草案適用範囲から除外することで、このような企業は、保険契約会計基準の適用により現行の会計実務を変更するコストを回避することができる。

回答者の中には、一部の企業は保険契約と固定料金のサービス契約の両方を提供しており、また、一部の既存の会計規定はこの契約全体を保険契約として取り扱っていると述べるものもいた。これらの企業にとって、「実務上の便宜」を適用することは、保険契約の定義に該当する契約に、保険契約会計基準を適用すべきという一般原則を適用することよりも困難である。

IASBスタッフの提案

企業は、保険契約の定義に該当し、かつ以下の要件を満たす固定料金のサービス契約に対して、収益認識に関する会計基準を適用することができる（強制ではない）。

- 主たる目的がサービスの提供である。
- 企業が設定する契約額が個々の顧客のリスクを反映して決定されるものではない。
- 契約は、顧客に対して現金の支払いではなく、サービスの提供によって補償している。
- 契約により移転される保険リスクは、主として契約当事者のサービスの利用頻度の不確実性から生じる。

IASBの決定

IASBはスタッフの提案に同意した。

KPMGの所見

保険契約の定義に該当する一定の固定料金のサービス契約に、収益認識に関する基準と保険契約に関する基準のどちらかを適用するというオプションを提供することは、企業の財務諸表の比較可能性を損ねるというリスクを生じさせる。

しかし、開示の規定が異なることはともかくとして、多くの固定料金の契約は、新しい収益認識の規定と同様にサービスの移転パターンに基づき保険料を配分するモデルをベースとしている保険料配分アプローチに適しているため、相違はあまり大きくない可能性がある。

発行者が現在価値ベースで損失を被る可能性がある場合にのみ、重要な保険リスクが生じることを明確化しよう公開草案のガイダンスを修正する。

論点

公開草案の中で提案された保険契約の定義は、IFRS第4号「保険契約」と同様である。しかし、公開草案のB19項において「商業実態のあるシナリオの中に、発行者が支払う正味のキャッシュアウトフローの現在価値が保険料の現在価値を上回るものがない場合には、契約は保険リスクを移転しない」という規定が提案されている。

この規定案を文字通りに解釈した場合、IFRS第4号のもとで重要な保険リスクを含む契約として広く受け入れられている契約が保険契約に該当しなくなるというコメントが寄せられた。例えば、以下のシナリオは公開草案のもとでは保険契約に該当しないと考えられる。

- 保険契約者からの支払保険料がファンドへ投資される。
- 契約者の死亡時に、投資ファンドの価値、または投資ファンドの価値に支払保険料の総額と同じになるような上乗部分を加えた額の、いずれか大きい金額を受け取る。

IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、発行者が現在価値ベースで損失を被る可能性がある場合にのみ、重要な保険リスクが生じることを明確化しよう公開草案のガイダンスの修正を提案した。

これはIASBスタッフが、以下の理由から、上述した契約は保険契約の定義に該当すると考えていたためである。

- 預り金のない類似した単独保険契約に対する死亡給付金の費用と比較した場合、企業は死亡時に支払われる金額の現在価値ベースで重大な損失を被る可能性がある。
- この契約は、保険契約として引き続き取り扱われる最低死亡給付保障のある契約と経済的に類似している。

IASBの決定

IASBはスタッフの決定に同意した。

ポートフォリオの移転及び企業結合

ポートフォリオの移転または企業結合により取得した契約について、ポートフォリオの移転または企業結合の日に発行されたものとして会計処理することを明確化するように、公開草案を修正する。

論点

公開草案は、保険契約に関するすべての規定はポートフォリオの移転または企業結合により取得した保険契約についても適用されることを提案しており、またこのような契約の会計処理に関して特別の規定を提案した。

ポートフォリオの移転または企業結合により引き受けた契約に未経過カバー期間がなかった場合（つまり契約が保険金支払期間にあった場合）、以下のいずれの取り扱いがなされるか規定が不明確であるというコメントが寄せられた。

- カバー期間後に存在する既存の契約の残存部分—この場合、契約上のサービス・マージンは認識されない。
- カバー期間の期首に存在する新しい保険契約（実質的なアドバース・ディベロップメント・カバー）—この場合、公開草案で提案された一般的な規定に従って、契約上のサービス・マージンは設定される。

IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、ポートフォリオの移転または企業結合により取得した契約は、ポートフォリオの移転または企業結合の日に発行されたものとして会計処理することを明確化することを提案した。すなわち、公開草案で提案された一般的な規定に従って、契約上のサービス・マージンは設定される。

IASBの決定

IASBはスタッフの決定に同意した。

KPMGの所見

IASBの決定は、企業が保険金の支払期間中である契約を取得した場合（すなわち元のカバー期間がすでに終了している場合）、企業は新たな契約を引き受けたとみなされるということの意味している。当該新しい契約においては、過去の保険事故に関する損失の発生や保険金支払額の減少（アドバース・ディベロップメント）といったケースを除き、保険金支払いを生じさせるような保険事故はもはや発生しない。

結果として、契約の公正価値は支払保険料の代わりに使用され、契約上のサービス・マージンは履行キャッシュフローの公正価値と期待値の差として設定される。契約上のサービス・マージンは予想支払期間に応じて認識される。

別表:IASBの再審議の要約

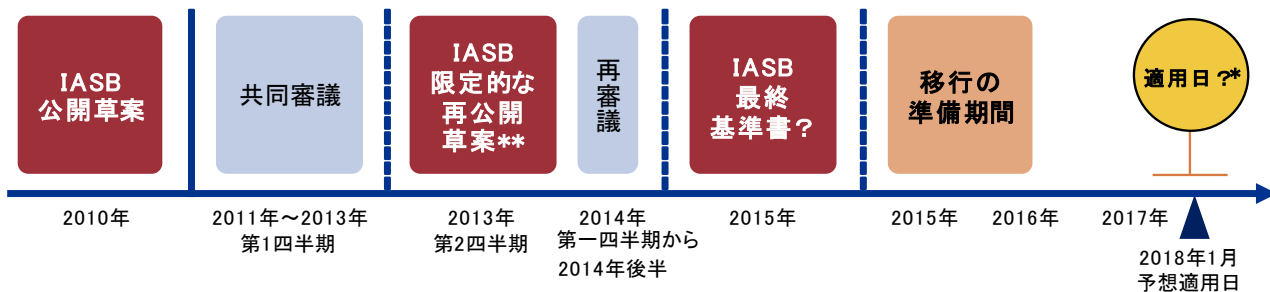
再審議におけるIASBの決定は、有配当契約以外のみを対象としている。有配当契約に特有の論点については今後検討する予定であり、IASBスタッフはその際に有配当契約以外の契約に関する暫定決定を見直す必要があるか否かを検討する予定である。

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
コメント募集した論点		
契約上のサービス・マージンのアンロック	<ul style="list-style-type: none"> 過去に損失を認識した後、見積りの有利な変動が生じた場合、当該有利な変動は、過去に認識した損失のうち将来のカバー及びその他のサービスに関連する損失の振り戻しとなる範囲で、当期純利益を通じて認識する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> 将来のカバー及びその他のサービスに関連するリスク調整の過去及び現在の見積りの差は、契約上のサービス・マージンがゼロを下回ることはないという前提で、契約上のサービス・マージンに加減される。結果として、過去及び現在の期間のカバー及びその他のサービスに関連するリスク調整の変動は、直ちに当期純利益に認識されることになる。 	有
割引率の変動による影響をOCIで表示	<ul style="list-style-type: none"> 企業は、会計方針として、割引率の変動による影響を当期純利益またはOCIに表示することを選択でき、IASBスタッフが今後作成する以下のガイダンスに沿って、当該会計方針をポートフォリオ内のすべての契約に適用する。 <ul style="list-style-type: none"> 企業は、類似したポートフォリオのグループに同一の会計方針を適用することを確認する。 IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の要求に基づき、企業が会計方針を変更する場合について、より厳格さを求める。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> 企業が割引率の変動による影響をOCIに表示することを選択した場合、以下を認識する。 <ul style="list-style-type: none"> 当期純利益には、契約が当初認識された時点で適用された割引率を使用して算定された利息費用を認識する。 OCIには、報告日時点で適用される割引率を使用して測定された保険契約負債の金額と、保険契約が当初認識された時点で適用された割引率を使用して算定された保険契約負債の金額との差を認識する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> 企業は以下の情報を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> すべての保険契約ポートフォリオについて、包括利益合計に含まれる利息費用について、少なくとも以下の構成要素に分解した分析の開示 <ul style="list-style-type: none"> 現在の割引率を用いて算定された利息費用 当期中の割引率の変動による保険契約負債の測定額への影響 当期に契約上のサービス・マージンを調整する、将来キャッシュフローの見積りの変動の現在価値を、保険契約の当初認識時の割引率及び現在の割引率を用いて算定した場合の差 割引率の変動の影響をOCIを用いて表示する選択をした保険契約ポートフォリオについて、包括利益合計に含まれる利息費用について、少なくとも以下の構成要素に分解した分析の開示 <ul style="list-style-type: none"> 当期純利益に計上された、保険契約の当初認識時の割引率を用いて算定された利息費用 当期におけるOCIの推移変動 	有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの変更の有無
保険契約収益	<ul style="list-style-type: none"> 保険料の情報が一般に理解されている収益の概念と一致しない場合には、企業は当該保険料の情報を包括利益計算書に表示してはならない。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> 企業は公開草案第56項から第59項、B88項からB91項に記載のとおり、保険契約収益を包括利益計算書に表示する。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> 企業は以下の情報を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> 保険契約資産または負債の構成要素に関する期首残高と期末残高の調整表 当期の保険契約収益と当期に受け取った保険料の調整表 当期に認識された保険契約収益を算定する際に用いられたインプット 当期に新たに初認識された保険契約が財政状態計算書の金額に与える影響 	無
その他の論点		
契約上のサービス・マージンの損益への認識	<ul style="list-style-type: none"> 契約上のサービス・マージンは保険契約に基づくサービスの移転を最もよく反映する規則的な方法で保険カバー期間にわたって損益へ認識する。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> 有配当契約以外の契約の場合、契約上のサービス・マージンが表すサービスとは、以下の保険カバーである。 <ul style="list-style-type: none"> 時の経過に基づき提供される。 保有契約数の推移予想を反映する。 	有
固定料金のサービス契約	<ul style="list-style-type: none"> 企業は公開草案第7項(e)の要件を満たした固定料金のサービス契約に対して、収益認識に関する会計基準を適用することができる(強制ではない)。 	有
重要なリスクの移転	<ul style="list-style-type: none"> 発行者が現在価値ベースで損失を被る可能性がある場合にのみ重要な保険リスクが生じることを明確化するため、公開草案のガイダンスが修正される。 	有
ポートフォリオの移転及び企業結合	<ul style="list-style-type: none"> ポートフォリオの移転または企業結合により取得した契約は、ポートフォリオの移転または企業結合の日発行されたものとして会計処理することを明確化するため、公開草案の第43-45項が修正される。 	有

マイルストーンと今後のスケジュール

IASBは保険契約の提案を再検討し、2013年6月に公開草案「保険契約」(ED/2013/7)を公表した。最終基準書は、2015年上半期になると予想される。



* 保険契約に関する最終基準書の強制適用日は、同基準書が発行されてから概ね3年経過後となる予定である。IASBスタッフは、基準書の発行日は2015年中になると予想しているため、最終基準書が2015年前半に発行された場合、強制適用日は、2018年1月1日以降開始する事業年度になると見込まれる。IFRS第9号の強制適用日を2018年1月1日とする暫定決定を考慮すれば、2018年1月1日がIASBの目標であることは明らかである。

KPMGの出版物はプロジェクトの異なる側面を検討しています。

ダウンロード	KPMGの出版物
1	New on the Horizon: Insurance contracts (July 2013)
2	Towards the Final Frontier: Business perspectives on the insurance accounting proposals (January 2014)
3	Evolving Insurance Regulation: The kaleidoscope of change (March 2014)

保険契約プロジェクトに関する詳細な情報 (IASBの保険の提案に関するKPMGの出版物を含む) は、[KPMGのウェブサイト](#)をご参照ください。また、本ニュースレターではFASBの保険契約プロジェクトの動向について取りあげていませんが、ウェブサイトでは2014年2月以降のFASBの保険契約に関する情報も掲載されています。2014年2月以降のFASBの保険契約プロジェクトに関する詳細な情報は、[Issues&Trends in Insurance](#)をご参照ください。

[IASBのウェブサイト](#)には、IASBの会議、会議配布資料、プロジェクトの要旨、ステータス・アップデートが掲載されています。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

ファイナンシャルサービス本部

e-Mail: azsa-ifrs@jp.kpmg.com

このニュースレターは、KPMG KFRG Limitedが2014年5月に発行した「IFRS-Insurance Newsletter」を翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

www.kpmg.com/jp/ifrs/

IFRS 保険ニュースレター (IFRS – Insurance Newsletter) は、KPMGが提供する、保険契約プロジェクトに関する最新情報です。

このニュースレターにおいて解説された内容に関し、追加的な情報をお求めの方は、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡下さい。